**地域生活支援拠点等事業所の認定に係る運営規程の記載例**

地域生活支援拠点等事業所として認定を受けようとする場合は、運営規定の変更が必要です。当該変更に際しては、下表の例をご参考ください。

|  |
| --- |
| 記載例 |
| 第●●条　…  （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)  第〇〇条　事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。  （１）相談  緊急時の支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な障がい福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能をいう。  （２）緊急時の受入れ及び対応  　短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の事故、不在、急病等による緊急の事態等が生じた場合における障がい者等の受入れ及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能をいう。  （３）体験の機会及び場の提供  地域生活への移行及び親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービス等の利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。  （４）専門的人材の確保及び養成  　医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。  （５）地域の体制づくり  　地域の様々なニーズに対応することができる障がい福祉サービス等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。  第●●条　… |

（注１）５つの拠点等機能に係る記載のうち、担う機能のみを運営規定に追記するようご参考ください。

（注２）数字が漢数字であること等、表記の方法については組織内の文書規則に基づいて作成してください。